

子どもの権利条約に基づく第3回日本政府報告及び武力紛争における子ども・子ども売買各選択議定書第1回日本政府報告に関する日本弁護士連合会の報告書（追加情報）

1 はじめに

2009年7月ころから、入国管理局において従前見られなかった厳しい運用が一部において見られるようになり、これに伴って、看過しがたい子どもの権利の侵害が見られる。

2 収容について（政府報告書パラ124，日弁連報告書パラ57）

未成年者の収容が増加していることが懸念される（11月5日現在11名。ただし、日本法では20歳未満が未成年者とされているため、うち何人が18歳かは正確には不明）。

収容されている中には、16歳の難民申請者も含む。

また、日本の小中学校に通っている子どもを収容する例は、帰国前の一時的な措置を除き、この10年以上していないと思われ、家族全員の在留資格がない場合でも、入国管理局は子どもを収容しないという方針を取っていると理解されてきた（政府報告書パラ124，177及び492においても、児童の収容を避けるよう努めている旨の記載がされている）。ところが、8月以降、日本の学校に通いながら在留を希望して入管に対して再審査を求めている子ども（中学生と小学4年生）が収容されたケースが、東京だけでも知られている限り2件生じている（中学生のケースについては、兄弟である保育園の子も共に収容されている）。日本の入管実務においては、退去強制対象者のうち弁護士がかかわるのはごく一部に留まるため、実際にはこれ以上の子どもが収容されている可能性もある。

3 在留特別許可の取扱い（政府報告書関連記載なし，日弁連報告書パラ130～135）

2009年7月に在留特別許可に関するガイドラインが改訂された。改訂以前は、ガイドラインにおいても、不法上陸は不法残留と同様に取り扱われ、全員の在留資格がない家族については、親が不法上陸か不法滞在かにかかわらず、日本で生まれた（あるいはごく幼少期に来た）子どもが中学生になっていれば在留特別許可が出されていた。

ところが、7月のガイドライン改訂においては、在留特別許可を認めるにあたり、不法残留は積極要素、不法上陸は消極要素と位置づけられた。それ

以降、親がいずれも不法残留であれば、子どもが中学生になっていなくても在留特別許可を与えたという例が報告される一方、親が不法上陸のケースについては、子どもが何歳であろうと在留特別許可を認めない運用に変わり、日本で生まれ、高校生になった子どもがいる家族も在留特別許可を認めず、退去強制令書が発付されるようになった。

近時、この取扱いを多少改めたような情報も聞かれるが、確定的でなく、7月以降既に退去強制令書が発付された家族に対する見直しの様子もない。

また、子どもだけであれば在留特別許可を与えてもよいとして、家族の分離を迫るケースも相次いでいる。

#### 4 送還の執行（政府報告書関連記載なし、日弁連報告書パラ130～135）

日本国籍の子どもの親である外国人の送還の是非につき、裁判所での判断が一審、二審と分かれていたところ、最高裁の判断がされる前に強制送還した例がある。

以上